

国会議員関係政治団体の 会計責任者の皆様へ

令和6年6月の政治資金規正法改正により、国会議員関係政治団体については、**令和9年1月1日以降**に提出する収支報告書等(※)から**オンラインによる提出が義務付け**られます。(現在は努力義務)

※ 収支報告書・政治資金監査報告書・代表者による確認書が対象

**義務化に円滑に対応していただくため、
会計帳簿・収支報告書作成ソフトの利用状況に応じて、
お早めのご検討をお願いします。**

ソフトをご利用いただいている場合 総務大臣届出団体(令和5年分)の概ね8割	令和6年分収支報告書からオンライン提出のご検討をお願いします。
ソフトをご利用いただいていない場合	令和7年分収支報告書からオンライン提出できるよう、まずは会計帳簿・収支報告書作成ソフトのご利用のご検討をお願いします。

導入にあたり分からないことがあれば
担当課にお問い合わせください

- 収支報告書のオンライン提出に関すること
総務省選挙部政治資金課 TEL 03-5253-5578
福岡県選挙管理委員会 TEL 092-643-3077
- オンラインシステムやエクセルソフトの操作方法に関すること
政治資金ヘルプデスク TEL 03-5500-7022

